

（後退時車両直後確認装置）

第52条の2 次に掲げる自動車については、保安基準第44条の2の規定は適用しない。

- 一 令和4年4月30日以前に製作された自動車
- 二 令和4年5月1日から令和6年4月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるものの
 - イ 令和4年4月30日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和4年5月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和4年4月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と後退時車両直後確認装置に係る性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 三 国土交通大臣が定める自動車
- 四 令和6年4月30日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの